



ページ	改正前	改正後
p17、p18、p20 表中	政府管掌健康保険	全国健康保険協会（協会けんぽ）
p21 下から7行目	35万円	38万円
p27 表中	月額14,440円（平成20年度）	月額14,660円（平成21年度）
	14.996%	15.35%（平成20年9月～平成21年8月）
p28 下から4行目	平成20年度	平成21年度
p29 上から2行目		
p33 表中 最下行		
p45 下から7行目	公的ローンへの借換えは	財形住宅融資や自治体融資への借換えは
p129 8行目～14行目	上場株式など ～することもできます。	上場株式などの配当金や株式投資信託・特定株式投資信託の収益分配金は、配当金の額に関わらず平成23年12月31日までは10%（所得税7%・住民税3%）が源泉徴収となり、平成24年以降は20%（所得税7%・住民税3%）となります。 また、確定申告をすることもでき、分離課税の方式を採ると上場株式等の譲渡損失と相殺が、総合課税の方式を採ると配当控除が受けられます。
p137 出題例の上の*	平成22年12月31日までは500万円以下の譲渡所得に対し10%	平成23年12月31日までは譲渡所得に対し10%

ページ	改正前	改正後																								
p 1 3 7 下図	<p>配当所得の図</p>	 <p>現在 H24/1/1～</p> <p>* 税率は所得税と住民税の合計</p>																								
	<p>譲渡所得の図</p>	 <p>現在 H24/1/1～</p> <p>* 税率は所得税と住民税の合計</p>																								
p 1 4 7 下部	<p>住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）</p>	<p>住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）</p> <p>ローンを組んでマイホーム建築などをすると、年末ローン残高に応じて所得税と住民税の税額控除が受けられる制度です。控除額は、年末ローン残高に控除率をかけた額までで、所得税と住民税（最大 97,500 円）から控除できます。</p> <table border="1" data-bbox="846 762 1984 1158"> <thead> <tr> <th>入居した年</th> <th>控除対象額（年末ローン残高）</th> <th colspan="2">適用期間</th> <th>年末の借入金残高に対する控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2008 年</td> <td rowspan="2">2, 000 万円以下の部分</td> <td rowspan="2">1 0 年</td> <td>1～6 年目</td> <td>1. 0 %</td> </tr> <tr> <td>7～1 0 年目</td> <td>0. 5 %</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2009 年</td> <td rowspan="2">5, 000 万円以下の部分</td> <td rowspan="2">1 5 年</td> <td>1～1 0 年目</td> <td>0. 6 %</td> </tr> <tr> <td>1 1～1 5 年目</td> <td>0. 4 %</td> </tr> <tr> <td>2010 年</td> <td>5, 000 万円以下の部分</td> <td colspan="2">1 0 年</td> <td>1. 0 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上表は、認定長期優良住宅を除きます。</p>	入居した年	控除対象額（年末ローン残高）	適用期間		年末の借入金残高に対する控除率	2008 年	2, 000 万円以下の部分	1 0 年	1～6 年目	1. 0 %	7～1 0 年目	0. 5 %	2009 年	5, 000 万円以下の部分	1 5 年	1～1 0 年目	0. 6 %	1 1～1 5 年目	0. 4 %	2010 年	5, 000 万円以下の部分	1 0 年		1. 0 %
入居した年	控除対象額（年末ローン残高）	適用期間		年末の借入金残高に対する控除率																						
2008 年	2, 000 万円以下の部分	1 0 年	1～6 年目	1. 0 %																						
			7～1 0 年目	0. 5 %																						
2009 年	5, 000 万円以下の部分	1 5 年	1～1 0 年目	0. 6 %																						
			1 1～1 5 年目	0. 4 %																						
2010 年	5, 000 万円以下の部分	1 0 年		1. 0 %																						
p 1 4 8 中央部分	<p>●住宅借入金等特別控除の特例措置</p>	<p>削除</p>																								